

介護保険による 住宅改修の手引

令和5年3月

廿日市市



目 次

介護保険を利用した住宅改修	4
支給対象要件	4
支給対象とならない場合	5
支給限度基準額	6
支払方法	7
支給対象となる住宅改修	8
申請の流れ	14
提出書類	15
申請書の記入要領	16
申請書（受領委任払用）の記入要領	17
理由書の記入要領（おもて面）①	18
理由書の記入要領（おもて面）②	19
理由書の記入要領（うら面）①	20
理由書の記入要領（うら面）②	21
図面の作成要領	22
図面の作成例 ①	23
図面の作成例 ②	24
住宅改修完成予定の状態を確認する書類の作成要領	25
見積書及び工事内訳書の作成	26
番号連動のイメージ	27
住宅改修完成後の状態を確認する書類の作成要領	29
事後申請に必要な領収書の作成要領	30
領収書の記入例①	31
領収書の記入例②	32
事前申請用チェックリスト	33
事後申請用チェックリスト	34

介護保険を利用した住宅改修

要介護（支援）認定されている方（以下「被保険者」という）が、住み慣れた家で自立した生活続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具等の使用状況、家族構成、改修に必要な予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

※支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

※担当のケアマネジャーがいない場合については、管轄の地域包括支援センターまたは福祉住環境コーディネーター等の専門家にご相談ください。

※介護保険の住宅改修にかかる手続き等は、ケアマネジャー・改修業者等が代行する事が出来ます。

支給対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅を改修した場合に対象となります。

※但し事前申請の手続きの承認を受けないまま、住宅改修を着工された場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

- 1) 被保険者が要介護認定を受けていること。
- 2) 被保険者が在宅で生活されている方であること
（入院・入所中で在宅復帰の見込みがある・外泊は不可）。
- 3) 住民票上の住所地の住宅に対する改修であること。
- 4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。
- 5) 被保険者の心身の状態や、住宅の状況等から総合的に判断し、自立した日常生活を送るのに必要な改修であると認められること。

支給対象とならない場合

■事前申請の承認を受けていない方および事後申請手続きの承認を受けていない方

介護保険の住宅改修を受ける為には、工事を着工する前に申請し、承認を受ける必要があります。

住宅改修が必要な理由書、完成予定の状態を確認する書類、工事見積書を着工前に提出し承認を受けなければなりません。市営または県営住宅の場合は、承諾書も必要です。また改修完了後には、完成後の状態を確認する書類、領収書原本、工事費内訳書を提出し、承認を受けなければなりません。

■生活する上で『必要不可欠』な改修とは認められない場合

庭の手入れ・趣味・防犯等による住宅改修は支給対象とはなりません。

■老朽化や器具の故障の場合

老朽化や器具の故障による住宅改修は支給対象になりません。

■要介護認定申請中または入院中や施設入所中の方

要介護認定申請中または入院中・施設入所中の事前申請及び工事着工は可能ですが、事後申請は、退院・退所して在宅に戻った後となります。そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

■一時的に身を寄せている住宅の改修

住民票上の住所地の住宅改修が支給対象となります。それ以外の一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

■新築や増築の住宅改修

新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象になりません。また、被保険者が使用する目的でない場合も支給対象になりません。

■一つの住宅に複数の利用者（被保険者）がいる場合

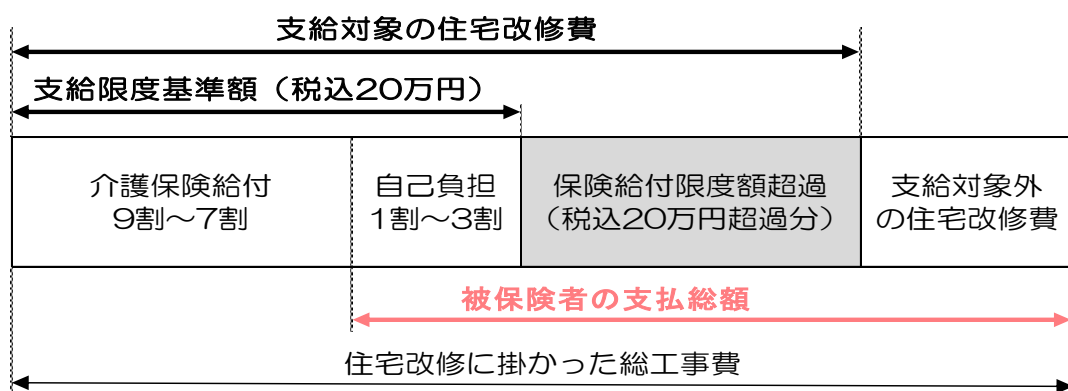
一つの改修に複数の被保険者が申請をすることはできません。その場合は、内容や場所等が各被保険者間で重複しないように改修項目を振分けて申請してください。

■支給・不支給の判断にあたって

介護保険を使った住宅改修費は、市町村（保険者）が被保険者の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合に限り、支給されます。よって、申請書類からその必要性が十分に判断できない場合は、内容の確認を行うことがあります。

支給限度基準額

支給限度基準額は要介護状態区分に関わらず、20万円です。したがって20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる改修費用の1割（または2割か3割）と上限額を超えた費用が自己負担となります。また、支給対象外の住宅改修費も自己負担となります。支給限度基準額20万円（税込）の範囲内であれば、何回かに分けて申請できます。



【例：負担割合3割の場合】

支給限度基準額：税込20万円

（内訳）介護保険給付上限額：税込14万円＝20万×0.7

自己負担額：税込6万円＝20万×0.3

要介護状態が著しく重くなった場合の例外

介護の必要度が著しく高くなった場合（要介護度が3段階以上上がった場合）や転居した場合については、支給限度基準額の再度の利用が認められます。

初回着工日の要介護度		追加の着工日の要介護度
要支援1 経過的要介護	➡	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2 要介護1		要介護4 要介護5
要介護2		要介護5

※この3段階リセットは1回限り適用

支払方法

■償還払い

工事完了後に被保険者が、住宅改修にかかる費用の全額を事業所に支払いした後、自己負担分を除く、保険給付の9割分（または8割分か7割分）を介護保険から被保険者へ支給します。

■受領委任払い

住宅改修の被保険者の支払い額を、初めから自己負担分のみで済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。保険給付の9割分（または8割分か7割分）は、利用者の委任に基づき、廿日市市から受領委任払い取り扱い事業者に直接支払うことになります。

※受領委任払いで工事を行う業者は、予め「受領委任払取扱事業者登録」が必要です。

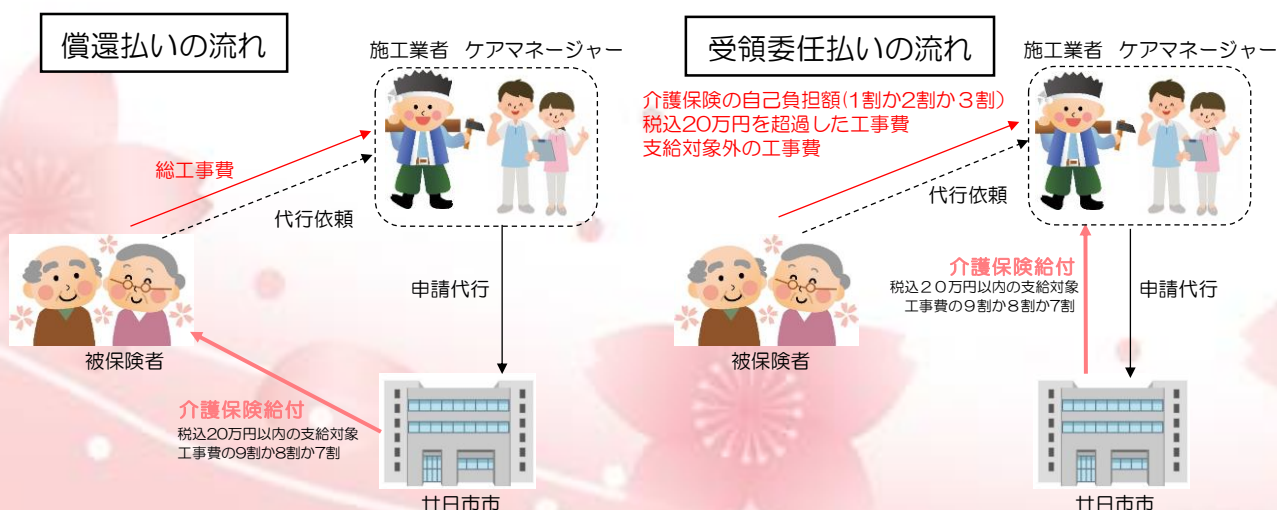
■受領委任払いの利用対象者

次のいずれにも該当する人が対象です。

- ・被保険者（ここでは要介護または要支援の認定を受けている人の事を言う）
- ・介護保険料の滞納などによる給付制限を受けていない人
- ・入院中、入所中ではない人（但し入院・入所中であっても、退院・退所日が決定している方は受領委任払い可）
- ・受領委任払取り扱い事業者の同意が得られる人

■受領委任払いを利用するには

まずはケアマネジャーなどへ相談してください。また、廿日市市へ登録している受領委任払い取り扱い事業者を選択し、その事業者に対して、介護保険被保険者証を提示し、受領委任払いを利用したいことをあらかじめ申し出てください。



支給対象となる住宅改修

■手すりの取り付け

被保険者の居宅内外での転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的とした手すりの取り付け工事が対象となります。

想定される内容例

- 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）
- 2か所の出入口に手すり（2か所とも使用しているのであれば対象）
- 階段の手すり①（寝室は1階にあるが2階に重くて動かせないたんすがある場合など）
- 階段の手すり②（2階に寝室がある場合など）
- 敷地内の手すり（ガレージや車庫内、玄関ポーチや門扉までの通路等）
- 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化がある場合など）
- 固定されている家具への手すり取付け（手すりの安全性を確認できる場合など）

付帯工事

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

支給対象外

- × 集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可）
- × 老朽化による取替え
- × 敷地外の手すり
- × 日常生活で使用しない趣味の部屋などへの手すり取付け
- × 取付け工事で固定しない手すり
- × 固定されていない家具等への手すりの取付け

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。

※被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すり、また取り外し可能な手すり（着脱式手すり）についても、取り外しのできないように金具等で住宅に固定されていれば、住宅改修の対象となります。但し、支給申請の際には、跳ね上げ式手すりの場合は跳ね上げ途中の状態の写真、取り外し可能な手すりの場合は住宅に固定されていることが確認できる写真が必要となります。

※戸建て住宅で2階へ上がる階段の昇降に不安がある場合、1階で生活できるよう環境整備をすることも検討して下さい。

結果的に2階へ上がる階段に手すりを取付けることとなった場合は、検討した内容を具体的に理由書へ記載して下さい。

■段差の解消

居宅内外の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事等が対象となります。

想定される内容例

- 各居室間の敷居を低く（撤去）する工事
- スロープ・踏み台を固定設置する工事
- 浴室の洗い場のかさ上げ工事
- 敷石をコンクリートスロープにする工事
- 階段の勾配を緩やかにする工事
- 通路等の傾斜を解消する工事
- 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事

付帯工事

スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置（平成24年度法改正）
浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事

支給対象外

- × 床下収納等のスペースを埋める工事
- × スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
- × 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
- × 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事
- × 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵設置は段差や傾斜解消の付帯工事のため）

※動線が通っていない面積部分は支給対象外です。

※取付工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

■滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室での畳から板製床材、ビニール製床材等への変更、浴室等での滑りにくい床材への変更等工事を伴う床材の変更、通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。

想定される内容例

- 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更
- 浴室の床材を滑りにくい床材に変更
- 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
- 畳から畳への変更（畳縁につまづいて移動に危険がある場合など）
- 階段への滑り防止素材の取付け

付帯工事

床材の変更のための下地の補強や根太（ねだ）の補強又は通路面の変更の為に路盤整備

支給対象外

- × 老朽化による床材の張り替え
- × 滑り止めマットや素材を置くだけ（固定取付しなければならない）
- × 天井のクロス張り替え
- × 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

※生活動線が通っていない面積部分は支給対象外です。

※改修後の変化や効果が明らかでない工事は支給対象外です。

※現状が分かるように具体的に理由書へ記載し、滑りにくい床材である事がわかる商品カタログの写しを添付して下さい。

■引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等へ取替えや、ドアノブの変更、戸車の取付け等、工事を伴う扉の取替えが対象となります。

想定される内容例

- 開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え
- ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更）
- 開き戸の左右変更や押す引くの変更
- 内開きから外開きへの変更（中で倒れていても開けられない等の理由がある場合）
- 開き戸の幅を広げる（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）
- 引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合のみ）
- 扉の撤去（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）

付帯工事

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象

支給対象外

- × 自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用
- × 引き戸等の新設（扉の取り換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
- × 劣化によるレールの取替え
- × 劣化による戸車の取替え
- × 劣化による雨戸の取替え

※車いす等で移動する場合、車幅等を必ず確認して下さい。

※引き戸から引き戸への変更の場合、改修前後の変化を具体的に理由書へ記載して下さい。

- 例
- ・ 被保険者がとピアを開ける時の姿勢がどう変わるのか。
 - ・ 扉への力の入り具合がどうかわるのか。
 - ・ 扉の素材・重さがどう変わるのか。
 - ・ 現状どのような危険性がありどのように改善されるのか。

■洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等、工事を伴う便器の取替えが対象となります。

想定される内容例

- 和式便器から洋式便器への取替え
- 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置
※和式便器から洋式便器への取替えとみなし、洋式便器の本体費用と設置費用のみ支給対象
- 1階に2か所トイレがあり両方とも使用しているのであれば2か所とも対象
- 屋外トイレの改修（使用しているのであれば対象）
- 便器の取替えに伴う床・壁の解体費の一部、床の修復工事

付帯工事

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）

便器の取替えに伴う床材の変更も対象

水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。

支給対象外

- × 洋式便器から洋式便器への取替え
※身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り換える場合は支給対象
- × 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
- × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え

※非水洗和式から水洗洋式への取替えの場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。

※和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。

ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため。

■その他の工事について

上記で分類しきれなかった内容および付帯的に発生する内容をまとめます。

想定される内容例

- 解体工事費／廃材などの処分費／資材・廃材などの運搬費
- 現場管理費

支給対象外

- × 電気工事費
- × 設計・積算
- × 植木撤去

※玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために、当該場所に改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入してください。（外出、ゴミ捨て、物干し等）

本人の趣味趣向の為だけに出入りする場合は支給対象外です。（庭の手入れ等）

■ユニットバスの工事について

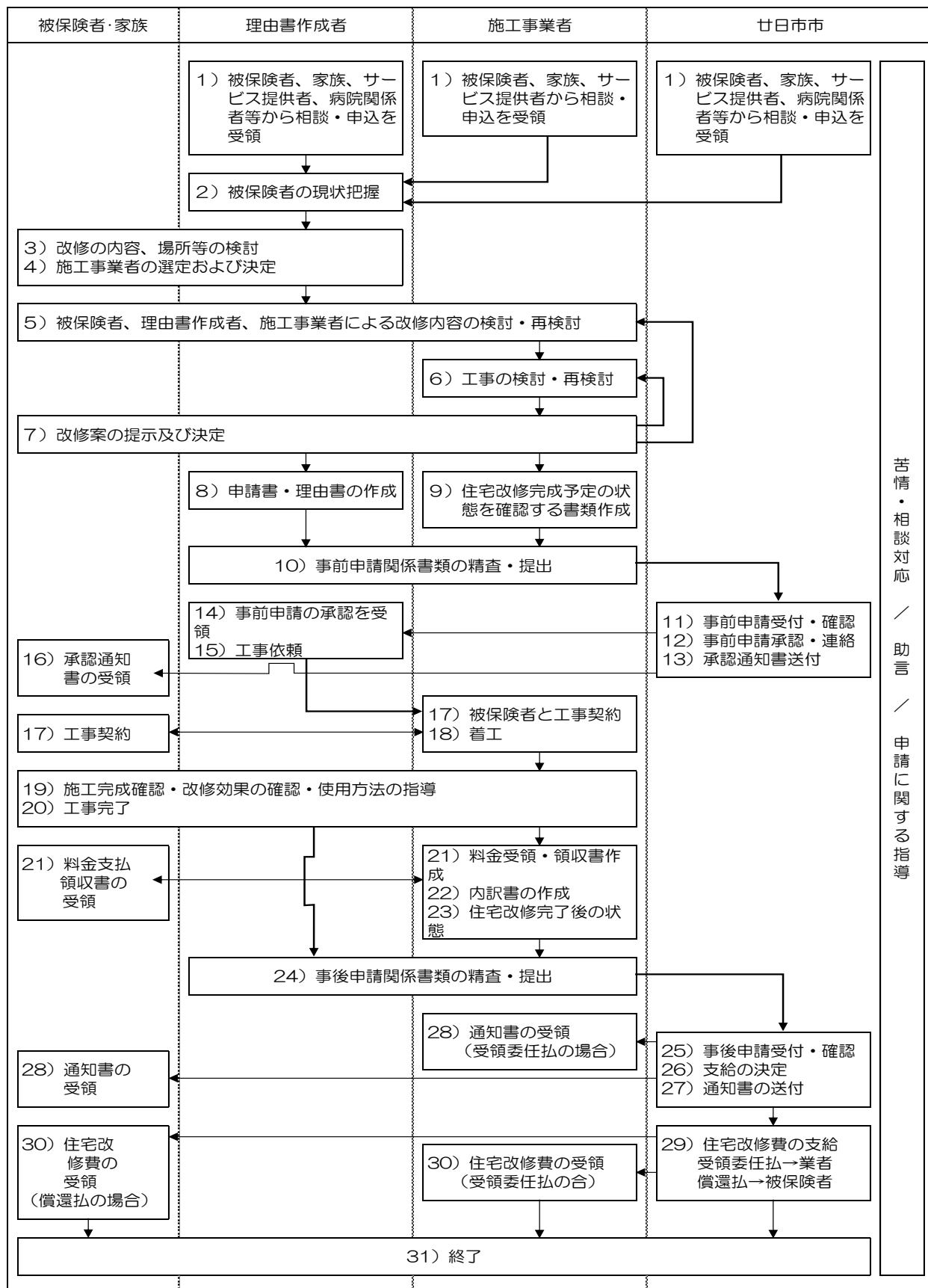
介護保険による住宅改修費の支給対象は、手すり、段差解消、扉の変更、床材変更、便器交換とそれに付帯する工事なので、ユニットバス工事自体は認めてはいません。しかし、按分可能であれば支給対象とするという厚労省の回答がありますので、廿日市市も同様に対象工事が適切に按分されていれば支給対象とします。ただし、介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象外となりますのでご注意ください。以下に「ユニットバスの按分基準表」を載せていますので、見積り作成にご活用ください。

	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
	支給対象 支給対象外	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%
本体の見積金額								

①ユニットバス工事は按分基準表を参考にし、支給対象となる改修部位を吟味特定した上で見積書に記載してください。

②按分計算の基になる見積金額は、実質の販売価格としてください。

申請の流れ



苦情・相談対応
／ 助言
／ 申請に関する指導

提出書類

事前申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 図面
- ④ 住宅改修完成予定の状態を確認する書類
- ⑤ 見積書（内訳書）

事後申請に必要な書類

- ① 住宅改修完成後の状態を確認する書類
- ② 領収書
- ③ 内訳書 ※見積りと全く同じ場合は不要

申請書の記入要領

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書																																	
廿日市市長 様 下記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 申請日 平成 年 月 日																																	
フリガナ 被保険者氏名 （申請者）	要支援・要介護認定を受けている被保険者の氏名です。				保険者番号		廿日市市 3 4 2 1 3 9																										
					被保険者番号																												
					個人番号																												
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日				性 別		男・女																										
改修する住宅 の所在地	〒 広島県廿日市市				電話番号（ ）		—																										
住宅の所有者 （被保険者と住宅 の所有者が違う 場合のみ記入し てください）	「申請者＝所有者」でなければ必ず記入してください。夫婦でも必要です。				本人との関係（ ）		の住宅改修を行うことを承諾します。																										
改修の内容・ 箇所及び規模	<table><thead><tr><th>番号</th><th>改修項目</th><th>改修場所</th><th>改修方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>段差解消</td><td>玄関</td><td>踏み台設置</td></tr><tr><td>②</td><td>手すり取付</td><td>玄関</td><td>縦付手すり</td></tr><tr><td>③④</td><td>手すり取付</td><td>廊下×2</td><td>縦付手すり、横付け手すり</td></tr><tr><td>⑤</td><td>段差解消</td><td>居室</td><td>スロープ設置</td></tr><tr><td>⑥</td><td>床材変更</td><td>トイレ</td><td>滑り防止（タイル⇒クッションフロア）</td></tr></tbody></table>									番号	改修項目	改修場所	改修方法	①	段差解消	玄関	踏み台設置	②	手すり取付	玄関	縦付手すり	③④	手すり取付	廊下×2	縦付手すり、横付け手すり	⑤	段差解消	居室	スロープ設置	⑥	床材変更	トイレ	滑り防止（タイル⇒クッションフロア）
番号	改修項目	改修場所	改修方法																														
①	段差解消	玄関	踏み台設置																														
②	手すり取付	玄関	縦付手すり																														
③④	手すり取付	廊下×2	縦付手すり、横付け手すり																														
⑤	段差解消	居室	スロープ設置																														
⑥	床材変更	トイレ	滑り防止（タイル⇒クッションフロア）																														
改修費用見込額	円（住宅改修費支給対象となる改修に係る費用のみ（消費税込み））																																
改修施工者	名 称				着工 予定日	平成 年 月 日																											
	住 所																																
	電話番号	（ ） —																															
居宅介護（介護予防）住宅改修費は次の口座に振り込んでください。 ※口座振替不可																																	
口座振替 依頼欄	原則として申請者の口座情報を記入してください。				種 目	口座番号																											
					1. 普通預金																												
					2. 当座預金																												
	フリガナ																																
	口座名義人																																
※振込先の口座を本人名義以外のものにする場合は、以下の委任欄に記入・押印をすること。																																	
委任状																																	
私は、以下の者を代理人と定め、次の権限を委任します。 平成 年 月 日に申請した居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求と受領に関すること。																																	
申請者 住所		「申請者＝口座名義人」でなければ必ず記入してください。夫婦でも必要です。																															
氏名																																	
代理人 住所																																	
氏名																																	
※裏面の注意事項もお読みください。																																	

申請書(受領委任払用)の記入要領

様式第8号(第10条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

フリガナ			保険者番号	廿日市市	3	4	2	1	3	9
被保険者氏名 (申請者)	要支援・要介護認定を受けている被保険者の氏名です。		被保険者番号							
			個人番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女				
改修する住宅の所在地	〒 広島県廿日市市				電話番号() -					
住宅の所有者 (被保険者と住宅の所有者が違う場合のみ記入すること)	「申請者＝所有者」でなければ必ず記入してください。夫婦でも必要です。				本人との関係()					
改修の内容・箇所及び規模	住宅改修を行うことを承諾します。									
改修費用見込額	円(住宅改修費支給対象となる改修に係る費用のみ(消費税込み))									
改修施工者	名称				着工 予定日	令和 年 月 日				
	所在地									
	電話番号	() -								

廿日市市長様
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。
また、上記申請に基づく住宅改修費の受領に関する権限を下記の取扱事業者に委任します。

★ 申請者住所
氏名

上記の申請者の欄と同じ内容を記入します。

上記申請者の住宅改修費の受領に関する権限を当事業者が受任することに同意します。
なお、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給にあたっては下記の金融機関に口座振替払いをしてくださるよう依頼します。

取扱事業者 所在地
事業者名
代表者名

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 出張所	種 目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

※裏面の注意事項もお読みください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

重要

事前申請書の申請から承認(P.14の手順10～14)まで開庁日で最大10日間(＝標準処理期間)を頂いております。つきましては被保険者に着工予定日をお伝えする際はご注意ください。

申請の状況によっては標準処理期間を超過する場合もございます。

入院中・入所中の方は、退院・退所予定日を聞き取りさせていただきます。

理由書の記入要領（おもて面）①

■理由書作成（以下の資格のある方が必ず作成して下さい）

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・地域包括支援センター担当職員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター 2級以上取得者

理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環として位置付けられています。
改修内容について理由書作成者に聞き取りを行う場合がありますので必ず改修内容を把握した上で作成して下さい。

■被保険者の身体状況

被保険者の状態は、日常的に接していないと分かりにくい場合もあります。健康、疾病及び日常生活動作等については被保険者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士等）、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。特に疾病の状況把握については、被保険者本人の生活の基調をなすものなので、関係機関と綿密な連絡を取る必要があります。

■介護状況

提供されている介護サービスの把握は住宅改修の必要性を判断する上で重要です。各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護（見守り含む）の状況も記述してください。住宅改修後に想定される介護状況も記述してください。

■住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

被保険者、家族の希望を正確に把握し、リハビリテーション等の専門家の意見も提供した上で、被保険者、家族が納得する内容を取り入れましょう。被保険者、家族の希望を把握した上で、被保険者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針について専門職の立場からの意見を示し、被保険者がそれを理解し、納得した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

■福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

福祉用具との関係から、改修内容を判断する項目です。改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックして下さい。介護保険で給付される福祉用具に限ったものではありません。改修工事で取り付ける手すり、スロープは含みません。

<支給について>

- ・原則として領収月の翌々月に支払われます。
- ・ただし、領収月以降に認定結果が出た場合や、完了手続きが遅れた場合は支給が遅れてしまうことがあります。

理由書の記入要領（おもて面）②

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修が必要な理由書（おもて面）※うら面もあります。

<基本情報>

被保険者番号	年	月	日	明治	生年	月	日	性	男・女
								別	
被保険者氏名	要介護度（要支援）				要支援	要介護			
					1・2	1・2・3・4・5			
被保険者住所	広島県廿日市市								

理由書作成者	現地確認日	令和	年	月	日	作成日	令和	年	月	日
所属事業所										
資格氏名										
連絡先										

記入不要

保険者	確認日	令和	年	月	日	評価欄
担当者氏名						

<総合的状況>

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	改修前	改修後
介護状況	福祉用具の利用状況とともに、改修後、利用が想定される福祉用具をチェックしてください。		
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	その他の欄には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入してください。		

- ☐ 立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述してください。
- ☐ 室内の移動方法（つかまらないうで歩き・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など）は必ず記述してください。
- ☐ 更に、屋外に関する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述してください。
- ☐ 各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述してください。
- ☐ 見守り程度の状況であっても、その内容を記述してください。
- ☐ 利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していききたいかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述してください。
- ☐ これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいかを記述してください。
- ☐ 具体的な改修方針や改修項目は「うら面」に記述してください。

理由書の記入要領（うら面）①

■改善をしようとしている生活動作

入浴動作と記述しただけでは、何をどう改善したら良いかわかりません。浴室内での移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が大きく変わります。改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修計画が見えてきます。

■具体的な困難な状況

被保険者本人の心身状況や動作・介助方法・居住環境の現状を具体的に記述してください。例えば、段差昇降の為に手すり設置の場合「寝室～トイレに段差が多く、つたい歩きでは不安」でも少し具体化されましたが、さらに「寝室と廊下、廊下とトイレに各3cm程度の段差があり、つまづきやすい」等と具体的に状況を記述すると、改修の計画が定まりやすくなります。

※二階に上がる動線上、勝手口からの出入り及び屋外（庭や駐車場）動線における住宅改修では、より詳しい必要性を記入してください。

歩行器や車椅子移動の利用者がなぜ二階に上がる必要があるのか、明確な理由が求められます。

※戸建てで住宅で2階へ上がる階段の昇降に不安がある場合、1階で生活できるよう環境整備をすることも検討して下さい。結果的に2階へ上がる階段に手すりを取付けることとなった場合は、検討した内容を具体的に理由書へ記載して下さい。

※歩行器利用の方はなぜ手すりが必要なのか明確な理由を記入してください。

■改修目的・期待効果

住宅改修の目的と期待する効果を明確にします。明確にしないと、改修が本当に利用のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。目的や効果を明確にすることで、被保険者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

■改修の方針

改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の計画を具体的に記述します。

（手すりを継続してレンタルする場合はなぜ住宅改修をしないのか理由を記載する）

■改修項目（改修箇所）

改修内容を工事の種類ごとに整理します。整理をすることで、住宅改修費の支給対象となるものと、そうでないものとを確認することができます。

理由書の記入要領（うら面）②

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修が必要な理由書（うら面）※おもて面もあります。

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難状況（…なので…で困っている）を記入してください	③ 改善目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することによって…改善できる）を記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
排 泄	☐ 改善を図っている動作チェックしてください。 ☐ 本改修の対象外の項目にチェックは不要です。 ☐ トイレ・浴室・玄関までの移動については各移動の欄にチェックしてください。ただし、各移動に共通する内容は②の、例えば「排泄」の欄のみに記述し、各活動の欄に重複して記述する必要はありません。	☐ 困っていること、問題点について、その状況や介護の状況を具体的に記述してください。 ☐ 本当は～したいのに、実際は～しかできず、～に困っているのよう記述してください。 ☐ 動作レベル（立ち上がる、歩く、車いすを押す、またぐ、段差昇降、扉を開閉する等）毎に、困難状況を記述してください。	☐ ①②を記入し現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をチェックしてください。あてはまるもの全てにチェックしてください。 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目（住宅改修の種類）をチェックし内容を記述してください。 ☐ 改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば「便器横壁面」等その取付位置や寸法等を記述してください。 ☐ 「その他」の欄には必要に応じた付帯工事を記述してください。
入 浴	☐ 上記以外の動作を記述してください。 「調理：台所への移動」「洗濯：洗濯機から洗濯物の取出し」等。	☐ できないことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 一つの改修項目が複数の目的の為に行われる場合はまとめて記述しても構いません。 ☐ 具体的手法は利用者や家族はもちろん、リハビリの専門家の意見も取り入れつつ決定することが望ましいです。	☐ 滑り防止等のための床材の変更 ☐ その他
外 出	☐ その他（ ）	☐ できないことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 一つの改修項目が複数の目的の為に行われる場合はまとめて記述しても構いません。 ☐ 具体的手法は利用者や家族はもちろん、リハビリの専門家の意見も取り入れつつ決定することが望ましいです。	☐ 滑り防止等のための床材の変更 ☐ その他
その他の活動	☐ 上記以外の動作を記述してください。 「調理：台所への移動」「洗濯：洗濯機から洗濯物の取出し」等。	☐ できないことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 一つの改修項目が複数の目的の為に行われる場合はまとめて記述しても構いません。 ☐ 具体的手法は利用者や家族はもちろん、リハビリの専門家の意見も取り入れつつ決定することが望ましいです。	☐ 滑り防止等のための床材の変更 ☐ その他

図面の作成要領

■作成の概要

- ①被保険者の生活動線がわかる平面図を提出してください。
(『日常過ごす部屋・寝室・リビング・玄関』等と表記します。『居室』という表記は使用しないでください。)
- ②平面図と併せて、必要に応じて拡大図、立面図、断面図等を添付してください。
- ③改修箇所がわかる様に番号をつけてください。
- ④申請書・見積書・工事内訳書の番号と図面・写真の番号を連動させてください。
- ⑤改修前と改修後の寸法や仕様の違いを明記してください。
- ⑥階段や2階の改修箇所がある場合は、1階、2階両方の図面を作成、2階の目的地を記入してください。

■手すり取付け

- ①縦付、横付のどちらなのかを明記してください。(図面もしくは見積書に記入)
- ②手すりが途中で曲がる場合は、それぞれの箇所の長さを明記してください。(図面もしくは見積書に記入。)
- ③既存の手すりを変更する場合は、直径、長さ、床面からの高さ及び材質を明記してください。(事前・事後いずれもスケールの写真を添付。)
※なぜ既存の手すりではダメなのかを明確にするために必要となりますので記入をお願いします。
- ④段差のある場所に手すりを取り付ける場合は、段差寸法を明記してください。

■段差解消

- ①段差が存在する部分に、段差のどちら側が高いのか、また片段差なのかまたぎ段差なのか等がわかるように寸法を明記してください。
- ②段差を改修する部分に、段差の解消方法(敷居撤去、スロープ設置、かさ上げ、かさ下げ等)及び改修後の段差寸法を明記してください。
- ③スロープを設置する際は、スロープの高さ、幅及び奥行きを明記してください。

■床材変更

- ①改修前と改修後の材質を明記してください。(例) タイル⇒クッションフロアー
- ②改修面積の算出に必要な寸法を明記してください。
- ③滑りにくい床材である事が明記されたパンフレットを添付してください。

■扉の変更

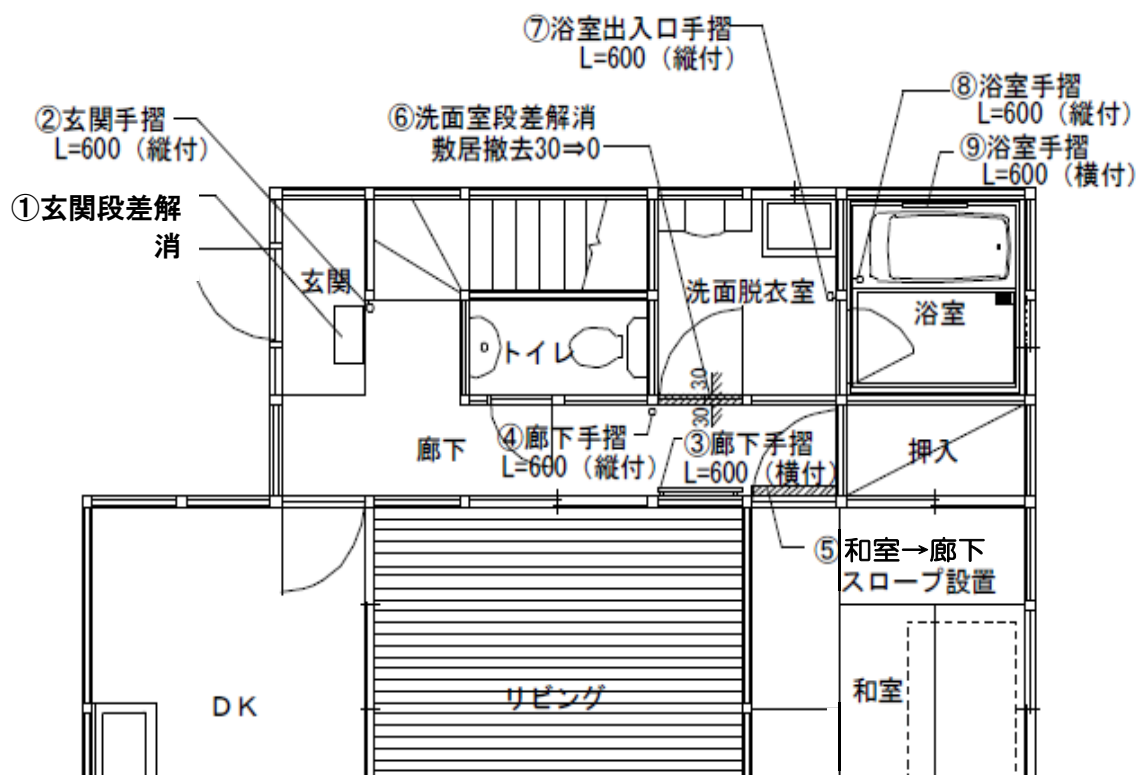
改修前と改修後の扉種別を明記してください。(例) 開き戸⇒引き戸

■便器の取替え

改修前と改修後の便器種別を明記してください。

図面の作成例①

段差解消・手すり

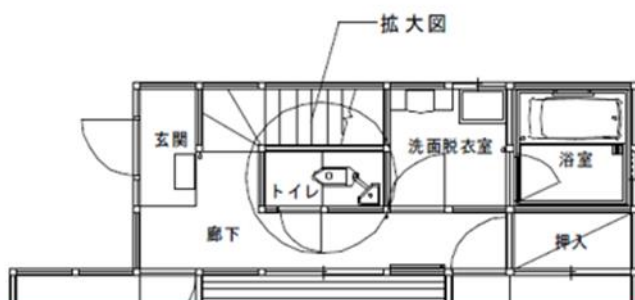


【作図のチェックポイント】

- ☐ 動線確認できる図面ですか？（日常過ごす部屋、寝室からの動線）
- ☐ 見積書（内訳書）の改修箇所番号と同じ表記がされていますか？
- ☐ 手すり長さ・L 型手摺・I 型手摺・縦付・横付の記入がありますか？
- ☐ 段差のある所に手すりを取付する場合、段差寸法が明記されていますか？
- ☐ 段差解消…改修前、改修後の段差寸法が記入されていますか？

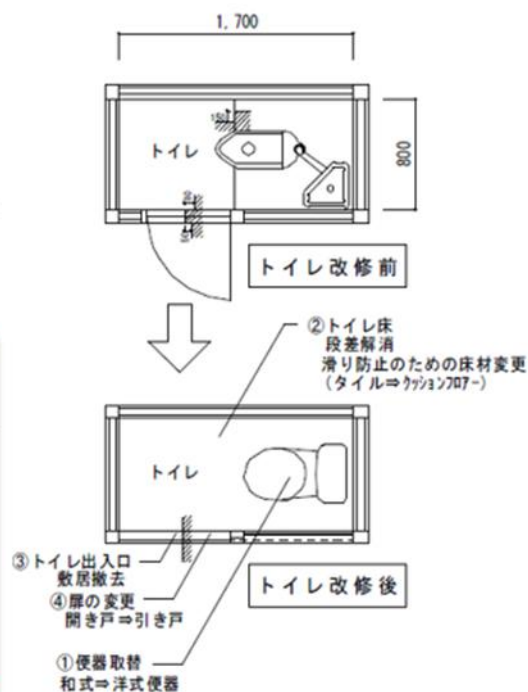
図面の作成例②

床材変更・扉の変更・便器の取替え

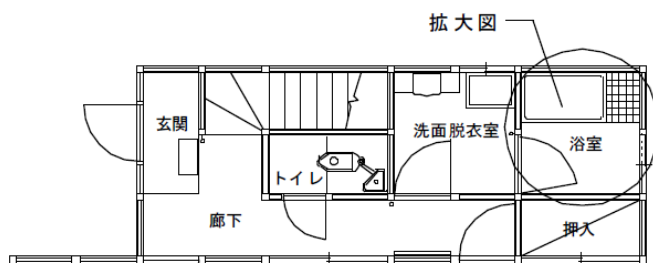


【作図のチェックポイント】

- ☐ 改修前、改修後の状態が確認できる図面ですか？
- ☐ 改修前、改修後の段差寸法が記入されていますか？
- ☐ 改修床面積が確認できる図面ですか？
- ☐ 扉の種類が確認できますか？
- ☐ 便器の種類が確認できますか？

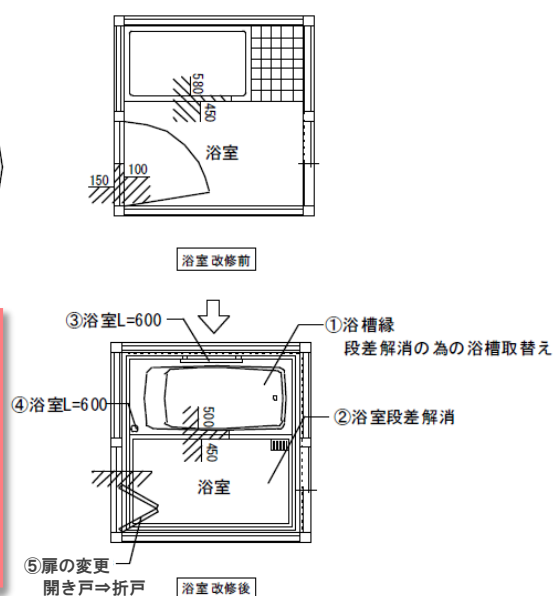


ユニットバス工事



【作図のチェックポイント】

- ☐ 現状と改修後の段差寸法が確認できますか？
- ☐ ユニットバス工事の際は、どの箇所を保険の対象とするかが明確になっていますか？



住宅改修完成予定の状態を確認する書類の作成要領

■改修前の写真撮影

①撮影日の日付が分かるようにしてください。

カメラの日付機能を利用するか、日付機能がない場合は黒板などに年月日を記入して写真に写し込みしてください。（パソコンなどによる後入力は不可）

手すり設置の場合、動線が分かる方向で撮影してください。

②「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完成予定の状態を確認する書類」に貼付してください。

③各写真には図面の番号と場所を記入してください。

※申請書、理由書、図面及び見積書の内訳番号を連動させてください。

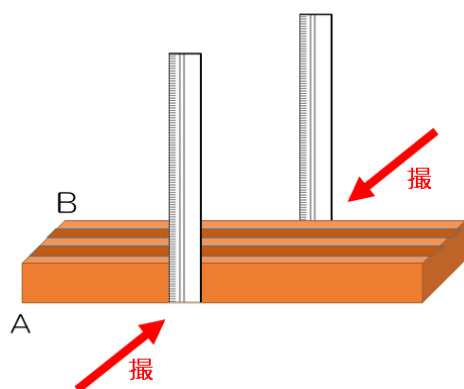
④手すりの取付がある場合は、撮影した写真に手すりを描き込み、改修後の寸法がわかるように、長さ・床面からの高さを記入してください。



＜描き込みについて＞

- ・写真に直接手書きで描き込んで構いません。
- ・PCに取り込んで描き込んで構いません。
- ・既存の手すりから交換の場合は直径、長さ及び高さを記入してください。

⑤段差解消の場合は段差部分にメジャーを当て段差の数値を撮影してください。



＜寸法計測について＞

- ・またぎ段差の場合は両側の段差を計測してください。（敷居や浴槽など）
- ・撮影時に「O」目盛りも映るように工夫してください。
- ・A、B両側から撮影してください。
- ・敷居撤去の場合は片方からの撮影で構いません。
- ・浴槽取替の場合は浴槽の内側と外側の高さにメジャーを当てて撮影してください。

⑥床材変更では床全体を撮影してください。

⑦扉取替えでは扉全体を撮影してください。

⑧改修前と改修後が同じ構図で撮影できるように考えて撮影してください。

⑨遠すぎて判別できない・近すぎて場所が分からない・手ぶれ・焦点が合っていない、露出不足で暗すぎる写真ではないか等確認して提出してください。

見積書及び工事内訳書の作成

■見積書及び工事内訳書作成の原則

①申請する工事のみ記載します。（※支給対象の工事か判断できない場合は全て記載可）

【例：利用者との打合せの結果、以下の工事を実施することになった場合】

A) 玄関手すり取付	: 15,000円	B) 居室手すり取付	: 15,000円
C) 居室段差解消	: 19,000円	D) 浴室段差解消	: 38,000円
E) 玄関段差解消	: 38,000円	F) 浴室床材変更	: 47,000円
G) 居室扉取替え	: 23,000円	H) 浴室扉取替え	: 21,000円
I) 便器取替え	: 70,000円	J) 支給対象外工事	: 40,000円

支給対象の工事総額はA～Iの合計で286,000円となりますが、支給限度額は200,000円なので、支給限度超過額が最小になる組合わせで申請してください。

例えば、（ア）A+B+C+D+G+H+Iなら201,000円

（イ）A+B+C+D+E+H+Iなら216,000円

なので（ア）の組合せで作成します。この場合、1割負担の利用者の支払総額は

自己負担額 : $200,000円 \times 0.1 = 20,000円$

支給限度超過額 : $201,000円 - 200,000円 = 1,000円$

支給対象外工事 : 40,000円

の合計で61,000円となります。

②工事内訳書も同様の考え方で作成してください。

③解体工事費／廃材などの処分費／資材・廃材などの運搬費／現場管理費がある場合は見積書や工事内訳書に記載してください。

④ユニットバス工事の場合は前述（P13）の按分表にて申請する工事を取捨選択してください。

⑤申請書、理由書、図面、写真、見積書・工事内訳書の工事項目を同じ番号・記号で連動させてください。（次頁のイメージ参照）

⑥手すり等は、改修場所ごとの金額を記入してください。

手すりをカットして使用する場合は、該当する長さのみが対象となるので、その相当分の長さ（m）及び使用する部品（ブラケット等）の数量と単価を記入してください。

⑦見積書にはご利用者様又は家主のフルネームを記入してください。

※提出する工事内訳書に介護保険給付対象外の工事が含まれている場合、工事内訳書の支給対象となる部分にマーカーで色付けする等明瞭にして下さい。

番号連動のイメージ①

申請書

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

廿日市市長 様

下記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

申請日 令和 年 月 日

フリガナ 被保険者氏名 (申請者)	保険者番号		廿日市市	3	4	2	1	3	9																												
	被保険者番号																																				
	個人番号																																				
生 年 月 日	明・大・昭	年	月	日	性 別		男 ・ 女																														
改修する住宅 の 所 在 地	〒 広島県廿日市市 電話番号 () -																																				
住宅の所有者 (被保険者と住宅 の所有者が違う 場合のみ記入し てください)	〒 住所 氏名 本人との関係 () ※私は、上記被保険者名で介護保険の住宅改修を行うことを承諾します。																																				
改修の内容・ 箇所及び規模	<table><thead><tr><th>番号</th><th>改修項目</th><th>改修場所</th><th>改修方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>段差解消</td><td>玄関</td><td>踏み台設置</td></tr><tr><td>②</td><td>手すり取付</td><td>玄関</td><td>縦付手摺り</td></tr><tr><td>③④</td><td>手すり取付</td><td>廊下×2</td><td>縦付手摺り、横付け手摺り</td></tr><tr><td>⑤</td><td>段差解消</td><td>居室</td><td>スロープ設置</td></tr><tr><td>⑥</td><td>床材変更</td><td>トイレ</td><td>滑り防止(タイル⇒クッションフロア)</td></tr><tr><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr></tbody></table>									番号	改修項目	改修場所	改修方法	①	段差解消	玄関	踏み台設置	②	手すり取付	玄関	縦付手摺り	③④	手すり取付	廊下×2	縦付手摺り、横付け手摺り	⑤	段差解消	居室	スロープ設置	⑥	床材変更	トイレ	滑り防止(タイル⇒クッションフロア)	.	.	.	.
番号	改修項目	改修場所	改修方法																																		
①	段差解消	玄関	踏み台設置																																		
②	手すり取付	玄関	縦付手摺り																																		
③④	手すり取付	廊下×2	縦付手摺り、横付け手摺り																																		
⑤	段差解消	居室	スロープ設置																																		
⑥	床材変更	トイレ	滑り防止(タイル⇒クッションフロア)																																		
.	.	.	.																																		

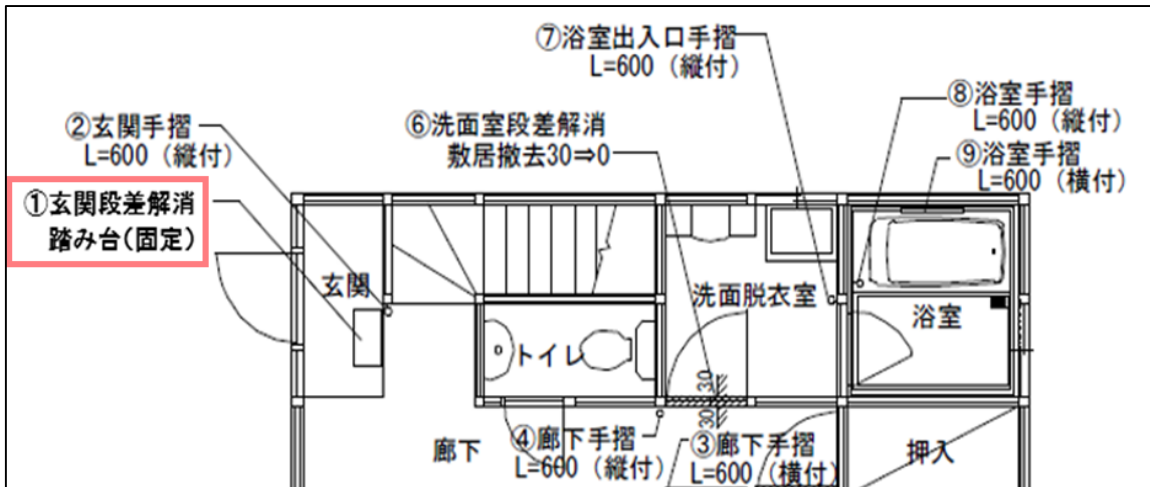
理由書

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修が必要な理由書（うら面）※おもて面もあります。

＜おもて面の「総合的状況」を踏まえて、① 改善をしようとしている生活動作 ② 具体的な困難状況 ③ 改修目的と改修方針 ④ 改修項目 を具体的に記入してください。＞

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難状況（…なので…で困っている）を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） ☐ 便器からの立ち座り（移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 手すりの取付け ②玄関 縦付 L=600 ③廊下 縦付 L=600 ④廊下 横付 L=600 ⑦浴室出入口 縦付 L=600 ⑧浴室 縦付 L=600 ⑨浴室 横付 L=600
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入（扉の開閉を含む） ☐ 浴室内の移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪を含む）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減	☐ 段差の解消 ①玄関 踏み台設置 ⑤洗面室 敷居撤去 30⇒0 ⑥居室 スロープ設置

図面



写真



見積書

見積書						
番号	場所	改修内容	数量	単位	単価	金額
①	玄関	段差解消(踏み台)				
		本体 (AB-1234-B)	1	個	¥16,000	¥16,000
		取付工賃	1	箇所	¥4,000	¥4,000
②	玄関	手摺り取付				
		本体 (CD-6789) L=100	600	mm	¥6,000	¥3,600
		取付工賃	1	箇所	¥4,000	¥4,000

■改修後の写真撮影

①撮影日の日付が分かるようにしてください。

カメラの日付機能を利用するか、日付機能がない場合は黒板などに年月日を記入して写真に写し込みしてください。（パソコンなどによる後入力は不可）

②写真は改修前の写真と並べて台紙に貼付してください。

③各写真には図面の番号と場所を記入してください。

※図面の番号、見積書の内訳番号及び工事内容の番号を連動させてください。

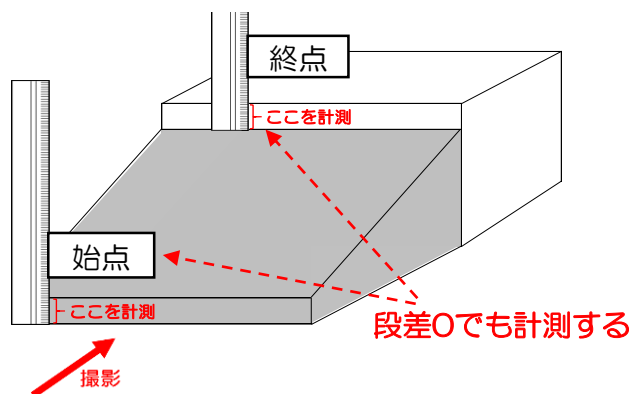
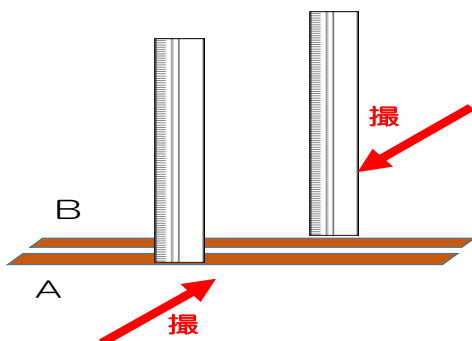
④改修前と同じ構図で撮影してください。



⑤段差解消はメジャーを当てての数値を撮影をしてください。

＜寸法計測について＞

- またぎ段差の場合は両側の段差を計測してください。（敷居や浴槽など）
- 撮影時に「〇」目盛りも映るように工夫してください。
- A、B両側から撮影してください。
- 敷居撤去の場合は片方からの撮影で構いません。
- 浴槽取替の場合は浴槽の内側と外側の高さにメジャーを当てて撮影してください。



⑥踏み台は固定金具が確認できるように撮影してください。

⑦遠すぎて判別できない・近すぎて場所が分からない・手ぶれ・焦点が合っていない、露出不足で暗すぎる写真ではないか等確認して提出してください。

事後申請に必要な領収書の作成要領

■作成の原則（次頁の記入例を参照）

①宛名は申請者又は家主を記入してください。

②領収書の日付は事前承認後の日付でなければなりません。

③金額は償還払いと受領委任払いで記入内容が異なるので注意してください。

（A）償還払いの場合

工事内訳書の総工費を記入してください。

※工事内訳書には申請対象の工事のみ記載されていることが前提です。

（見積書作成の項目参照）

※申請時、見積書に全ての工事を記載した場合は、支給対象工事にマーカーを引き、支給対象工事の総額を記載してください。（見積書作成の項目参照）

※見積書どおりの工事を行った場合は工事内訳書は不要です。

（B）受領委任払いの場合

支払総額（＝自己負担額＋支給限度超過額）を記入してください。

※端数は切り上げしてください。

※但し書きに工事内訳書の総工費を記入してください。

※工事内訳書には申請対象の工事のみ記載されていることが前提です。

（見積書作成の項目参照）

※申請時、見積書に全ての工事を記載した場合は、支給対象工事にマーカーを引き、支給対象工事の総額を但し書きに記載してください。（見積書作成の項目参照）

※見積書どおりの工事を行った場合は工事内訳書は不要です。

④但し書きには介護保険の住宅改修であることを明記してください。

※受領委任払いの場合は下記も記入してください。

☐ 工事内訳書の総工費

☐ 負担割合と自己負担額

☐ 支給限度超過額

⑤社印を押印してください。

⑥必要に応じて印紙を貼付してください。

入院中・入所中の方は、必ず退院・退所後に事後申請をして下さい。
（退院・退所日を聞き取りさせていただきます。）

領収書の記入例①

■工事内訳書の総工費が230,000円で1割負担の利用者への領収書

償還払い

領 収 書

剣 玉 巖 様

平成30 年 4 月 20 日

金 額

¥ 230,000—

但し

介護保険住宅改修の手すり取付などの工事料金として

上記正に領収いたしました。

印紙

社印

株式会社 オイスター工務店

〒738-XXXX 広島県廿日市市〇〇〇〇
TEL : 0829-XXX-XXX1
FAX : 0829-XXX-XXX2

社印

受領委任払い

領 収 書

剣 玉 巖 様

平成30 年 4 月 20 日

金 額

¥ 50,000—

但し 介護保険住宅改修の工事料金230,000円の内、自己
負担額(1割)20,000円及び支給限度額超過分30,000
円として

上記正に領収いたしました。

印紙

社印

株式会社 オイスター工務店

〒738-XXXX 広島県廿日市市〇〇〇〇
TEL : 0829-XXX-XXX1
FAX : 0829-XXX-XXX2

社印

領収書の記入例②

■工事内訳書の総工費が157,878円で2割負担の利用者への領収書

受領委任払い

領 収 書

剣 玉 巖 様

平成30 年 4 月 20 日

金 額

¥ 31,576—

但し 介護保険住宅改修の工事料金157,878円の内、
31,576円を自己負担額(2割)として

上記正に領収いたしました。

印紙

社印

株式会社 オイスター工務店

〒738-XXXX 広島県廿日市市〇〇〇〇
TEL : 0829-XXX-XXX1
FAX : 0829-XXX-XXX2

社印

参考：既に住宅改修の支給を受けている場合について

既に住宅改修を実施している可能性がある場合は、支給可能残額を確認してください。
支給可能残額が不明な場合は廿日市市高齢介護課（0829-30-9157）までお問い合わせください。

【例：既に135,554円の工事をした利用者(2割負担)が80,000円の住宅改修を実施】

支給可能残額 = 支給限度額200,000円 - 工事済135,554円

= 64,446円

自己負担額 = 支給可能額64,446円 × 2割負担0.2

= 12,889.2円

≒ 12,890円

支給限度超過額 = 住宅改修費80,000円 - 支給可能額64,446円

= 15,554円

支払総額 = 支給限度超過額15,554円 + 自己負担額12,890円

= 28,444円

事前申請用チェックリスト

被保険者番号	被保険者名	要介護度	在宅の有無
			在宅 ・ 退院(所)見込 月 日

区分	チェック事項	
申請書 (P16～P17)		記入が必要なすべての項目が記載されている
		被保険者氏名・住所が被保険者証の記載と一致している
理由書 (P18～P21)		記入が必要なすべての項目が記載されている
		身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されている
		改修することにより改善できる内容が具体的に記載されている
		住宅改修をする箇所以外の住環境について総合的に確認し記載されている
		改修内容が介護保険給付の対象として妥当である
		現在使用されている福祉用具について確認し、改修後の利用の必要性について記載されている
		福祉用具（手すり）のレンタルを続ける場合、住宅改修で取付けない理由の記載がされている
見積書 (P26)		改修の種類・箇所ごとに商品名・単価・数量等が区分けされ記載されている
		材料・工賃・諸経費が区分けされて記載されている（工事一式等は不可）
		支給対象外工事や限度額超過分の工事を省き、申請する工事のみ記載されている
		部材を切って利用する場合、箇所毎の使用量と、複数箇所で使用する旨が記載されている
		見積書の宛名・住所（施工場所）等が被保険者本人又は家主となっている
		見積書に社名等の記入や社印が押印されている
		見積書の計算が合っている
住宅改修 完成予定 の状態を 確認する 書類 (P25)		記入が必要なすべての項目が記載されている
		動作が分かる様に撮影された写真が貼付されている
		改修箇所ごとの写真となっている
		扉や床の変更の場合は全体が写っている
		手すりやスロープなどの対象物を写真に図示記載している
		写真に日付が示されている（カメラの日付機能か黒板等による写し込みのみ※手書不可）
		段差解消の場合は、高さが分かるものとなっている（必ずメジャーを当てて撮影する）
図面 (P22～P24)		被保険者の動線が分かり、改修位置や内容が確認できる
		カタログにない特注品等を使用する場合、寸法等が記載されている
カタログ		滑りにくい床材であることが明記されたカタログの添付がある
その他		

事後申請用チェックリスト

被保険者番号	被保険者名	要介護度	在宅の有無
			在宅 ・ 退院(所)見込 月 日

区分	チェック事項	
住宅改修 完成後 の状態を 確認する 書類 (P29)		記入が必要なすべての項目が記載されている
		被保険者氏名・住所が申請書と一致している
		着工日は事前審査承認日以後の日付となっている
		支給申請日は工事完了の日以後の日付となっている
		改修箇所ごとの写真となっている
		写真に日付が示されている（カメラの日付機能が黒板等による写し込みのみ※手書不可）
		使用した部材が写真の中で確認できる
		固定状況や段差状況が確認できる
		事前申請時の見積書や図面と整合した内容となっている
		改修前と同じアングルで撮影している
領収書 (P30～P32)		領収金額が内訳書の金額と同額である
		事前承認後の領収年月日が記載されている
		施工事業者の社印が押されている
		氏名等が被保険者本人又は家主となっている
		但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されている
内訳書 ※見積りと全 く同じ場合は 不要		氏名等が被保険者本人又は家主となっている
		社名等の記入や社印が押印されている
その他		

